

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

平成2年4月1日から3年3月30日まで小学校の講師をしており、3年3月は厚生年金保険に加入しているものと思っていた。引き続き、3年4月1日から4年3月30日までの講師勤務の終了後、同年6月まで講師勤務の予定がないこともあり、職場の事務職員から役場に行って年金の切替手続をすると言われていたので、役場で4年4月か5月ごろに国民年金の加入手続を行ったところ、4年3月のほか、3年3月も厚生年金保険に未加入となっているので国民年金保険料を支払うように言われ、2か月分の保険料として約2万円をその場で支払った。領収書は紛失してしまったが、その際、担当者が国民年金手帳に加入期間を記載してくれたのに未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年5月14日に当時申立人が居住していた村で払い出され、申立人は同年3月31日にさかのぼって国民年金に加入しており、申立期間は未加入となっている。

しかし、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日「平成3年3月31日」、被保険者でなくなった日「平成3年4月1日」と記載されているところ、当時の村役場の担当職員（平成3年から7年まで担当）は、当該記載は自分が行ったものであると認めており、このことは、国民年金の加入手続時に担当職員が年金手帳に加入期間を記載してくれたとの申立内容と一致しており、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に平成3年3月31日にさかのぼって、被保険者資格を取得する旨を届け

出たものと推認できる。

また、同担当職員は、申立期間当時、役場では過年度保険料の収納や預かりは行っていなかったものの、過年度にさかのぼって資格取得した被保険者に対しては、その場で手書きの納付書を発行し、郵便局等で納付するよう案内していたとしており、申立人の国民年金の加入手続と同時に保険料を支払ったとの主張も不自然ではない。

さらに、申立人が納付したと記憶している2か月分の保険料額は平成3年3月及び4年3月の国民年金保険料の合算額に近似している。

加えて、申立人は、申立期間を除き、複数回にわたる厚生年金保険被保険者資格を喪失した場合の国民年金への切替手続は適切に行うとともに、保険料も完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和44年10月15日）及び資格取得日（昭和45年4月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月15日から45年4月1日まで

昭和44年4月1日にA社（現在は、B社）に就職し、55年10月31日に退職するまで継続して勤務した。申立期間が厚生年金保険に未加入と記録されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、A社において昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月15日に同資格を喪失した後、45年4月1日にA社において、再度、同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及び当時の上司並びに申立人の同僚（複数）の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社に就職した昭和44年4月にA社に就職し、その後、申立人と同じくCになるための実務研修を経験した複数の同僚のうち一人は、「申立人は、申立期間において、採用時から継続して勤務していた。Cの国家試験を受験するためには、1年間の実務研修が必要なので、途中で休職することはない。」「当時、給料から厚生年金保険料が控除されていたことは、給与明細書から確認していた。また、採用されてからの1年間は給料の手取額に変動はなかった。もし、給料に変化があれば気づいたはずである。」と証言しており、別の同僚は、「申立人とは同期入社だったと思う。最初の1年間

は、給与がまったく変わらなかったことを覚えている。」と証言している。

さらに、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していた申立人の上司は、「当時、この業界は厚生年金保険への加入率が極めて低かったが、A社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させる会社であった。」「申立人を含むインターン（実務研修生）について、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月のオンライン記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届を提出していないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主はオンライン記録どおりの被保険者資格の得喪に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年10月から45年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年4月1日まで

昭和19年9月にA社B支店に就職し、予備員だった期間はあるが、21年7月に退職するまで継続して船員として勤務していたので、船員保険の記録が20年4月1日から21年4月1日までの間、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の被保険者資格の取得日は昭和21年4月1日となっているが、A社が保管する船員保険料の船員負担分に係る記録から、申立人がA社における船員保険の被保険者資格を20年4月1日に取得し、21年7月16日にA社を退職したことが確認できることから、申立人は申立期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録の作成の元になっている申立人に係る船員保険被保険者台帳をみると、昭和20年4月1日に標準報酬月額が変更された記録があるにもかかわらず、それより前の同年3月24日に被保険者資格を喪失した旨が記録されている上、被保険者資格を取得した21年4月1日という日付を記入している欄も間違っており、同台帳の記録に不備が認められ、これらの記録及び申立人に係る船員保険料の船員負担分に係る記録を前提にすると、申立人の船員保険被保険者記録は、当該被保険者台帳の整備時に誤った処理がなされた可能性が高いと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社において、申立人が昭和20年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における〈申立期間（賞与支給日）〉（別添一覧表参照）の標準賞与額の記録を〈訂正後標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間（賞与支給日）〉（別添一覧表参照）

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、この賞与に係る記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している給料台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、事業主が保管する給料台帳から確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額から、〈申立期間（賞与支給日）〉（別添一覧表参照）における標準賞与額に係る記録を〈訂正後標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 添

事案 番号	基礎年金番号	氏名	遺族 氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	訂正後標準賞与額
861				男	昭和54年生		平成15年8月15日	21万8,000円
							平成15年12月25日	21万8,000円
							平成16年8月13日	22万円
							平成18年12月25日	23万3,000円
862				男	昭和46年生		平成15年8月15日	31万3,000円
							平成15年12月25日	31万3,000円
							平成16年8月13日	31万5,000円
							平成18年12月25日	31万9,000円
863				男	昭和55年生		平成15年8月15日	20万円
							平成15年12月25日	20万円
							平成16年8月13日	21万2,000円
							平成18年12月25日	22万円

第1 委員会の結論

A社（後のB社）の事業主は、申立人が昭和25年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年3月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年1月は5,000円に、同年2月から7月までは7,000円に、同年8月から27年2月については8,000円とすることが必要である。

また、C社D工場の事業主は、申立人が昭和27年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年2月4日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年3月から28年1月までは8,000円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和24年12月30日から25年1月1日までに係る厚生年金保険料をE社の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のE社における資格喪失日に係る記録を昭和25年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月30日から28年2月4日まで

昭和20年にF社に入社し、28年にC社を退職するまでC社の系列会社に勤務していた。昭和22年ごろにF社の社員約20人は、E社に異動し、最初の1年間くらいはGの本社でHやIの仕事に従事し、J支店に異動後はKに就いた。さらに昭和26年から27年ごろにGの本社に異動し、昭和28年ごろまでLとして勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

なお、Gの本社ビルには、1階にF社、2階にE社、3階にA社、4階にM社、5階にN課及びC社本店があったと記憶しており、申立期間については、E社以外に、他のC社系列の会社に在籍している可能性もある。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名であり、かつ、生年月日が同じである者の記録があり、当該記録に係る者は、昭和25年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年3月31日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が提出した写真と一緒に写っている同僚は、「申立人が所持している写真は、自分の日記によると、B社O支店の昭和26年5月3日の社員旅行で撮影されたものであり、この写真が撮影された当時は、申立人と一緒に勤務していたと思う。自分がB社O支店に異動になったのは昭和25年10月16日だが、その時既に申立人は勤務していたように思われる。」と証言している上、上記の被保険者名簿において、申立人が申立期間当時、同僚であったと記憶する者（複数）が、昭和25年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人に係るものであると推認でき、A社の事業主は、申立人が昭和25年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年3月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、当該被保険者期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和25年1月は5,000円、同年2月から7月までは7,000円、同年8月から27年2月については8,000円とすることが妥当である。

- 2 C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名であり、かつ、生年月日が同じである者の記録があり、当該記録に係る者は、昭和27年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年2月4日に資格を喪失していることが確認できる。

また、C社D工場における申立人の当時の同僚（複数）の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録は、上記の記録と同じであり、この同僚の一人は、「自分は、昭和23年ごろからC社グループの会社に勤務しており、途中で退職したことはないし、そのことは、申立人も同じである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、A社において申立人のものであると推認できる記録（上記1）と被保険者期間の一部が重複するものの、申立人に係るものであると推認でき、C社D工場の事業主は、申立人が昭和27年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年2月4日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、当該被保険者期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、8,000円とすることが妥当である。

3 申立期間のうち、昭和24年12月30日から25年1月1日までは、申立人が提出した写真及び同僚（複数）の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に勤務し（昭和25年1月1日にE社からA社に異動）、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該被保険者期間の標準報酬月額については、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E社は既に解散し、事業主及び役員も死亡または所在不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年3月19日に、資格喪失日に係る記録を37年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35年3月から同年9月までの期間は9,000円、同年10月から36年9月までの期間は1万円、同年10月から37年1月までの期間は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年3月19日から37年2月1日まで
昭和35年2月から平成13年1月までA社に継続して勤務していたが、A社D出張所に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間として記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、申立人の当時の同僚の給与明細書及び証言から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年3月19日にA社E工場からA社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、F健康保険組合が保管している健康保険被保険者名簿から、申立人が昭和35年3月19日から43年8月20日までA社C支店における健康保険の被保険者であったことが確認できるところ、A社D出張所は昭和37年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間においてはA社D出張所に勤務する者は、A社C支店において厚生年金保険の適用を受けていたものと推認できる。

さらに、A社D出張所に勤務していた元上司は、「D出張所はC支店の管理下にあった。」と証言している。

加えて、申立人と一緒にA社D出張所に勤務していた同僚が保管している給

与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るF健康保険組合の被保険者記録から、昭和35年3月から同年9月までの期間は9,000円、同年10月から36年9月までの期間は1万円、同年10月から37年1月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時改定や資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和35年3月から37年1月までの保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料の還付をした場合を含む。）、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年5月から同年9月までの期間及び15年2月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年5月は12万6,000円に、同年6月は18万円に、同年7月は16万円に、同年8月、同年9月及び15年2月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から15年2月まで

平成5年2月から15年3月までA社に勤務したが、給与明細書（平成12年8月分及び15年2月分）の保険料控除額から算出した標準報酬月額は社会保険庁（当時）の記録と相違している。退職するまで大幅に給与が下がったことはないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年5月から同年9月までの期間及び15年2月については、申立人が所持する給与明細書、A社が保管する申立人に係る給与明細書及び賃金台帳から確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、12年5月は12万6,000円、同年6月は18万円、同年7月は16万円、同年8月、同年9月及び15年2月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は誤った標準報酬月額を届け出たことを認め

ていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月から15年1月までの標準報酬月額については、A社が保管する給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

岡山国民年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 12 月まで
昭和 51 年 1 月にA社を退職後、52 年 1 月 4 日にB社に就職するまでの期間において、父親が私の国民年金の加入手続を行い、両親のいずれかが保険料を納付してくれたはずなのに、加入記録がないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無い。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市に申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しておらず、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 44 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 39 年 8 月 1 日に自営業を始めたころ、取引金融機関の外交員を通じて国民年金の加入手続を行い、口座振替により国民年金保険料を納付していた。領収書などの資料は無いが、国民年金保険料を納付していたはずなので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 12 月に夫婦連番で、かつ、職権適用により払い出されていることが確認できる上、申立人が居住する市に係る 39 年 8 月から 40 年 4 月までの国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無いことから、39 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時点から保険料を納付していたとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、当時取引のあった信用金庫の外交員を通じて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと主張するが、同信用金庫は外交員が国民年金の加入手続を取り扱うことはなかったと証言している上、申立人が居住する市が国民年金保険料の口座振替を開始したのは昭和 56 年 4 月であり、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料も未納となっている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 44 年 12 月時点では、申立期間①の一部（昭和 39 年 8 月から 42 年 10 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付され

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年6月まで
結婚した昭和46年ごろに職場の労働組合から、今なら国民年金に20歳にさかのぼって加入することができることと知らされ、夫婦二人とも国民年金に加入していなかったのが一緒に加入し国民年金保険料の納付金額や納付場所は覚えていないが、20歳からの保険料をすべて納付した。それ以降は妻が二人の保険料を納付書や口座振替で忘れることなく納付してきたのに、未納期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月13日に夫婦連番で払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、46年ごろに国民年金の加入手続きを行い、その時点から国民年金保険料を納付していたとする申立内容には不自然さが見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年10月時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は20歳に達した以降の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、昭和44年2月から48年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるが、当該特例納付により納付することができる国民年金保険料は36年4月から48年3月までのものであり、申立期間の国民年金保険料は第2回特例納付では納付することができない。

なお、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された国民年金被保険者17名のうち、第2回特例納付により保険料を納付している8名の被保険者の納付記録は、申立人と同様に、申立期間は未納となっている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 3 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 10 月まで
昭和 52 年 11 月ごろに、市役所で国民年金に加入し、それ以降継続して国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の資格記録は第 3 号被保険者となっており、納付した保険料は二重納付となるので、これを返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については国民年金の第 1 号被保険者として国民年金保険料を集金により納付していたと主張しているが、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人が昭和 52 年 3 月 23 日から平成 3 年 11 月 1 日までその夫の被扶養者になっていることが確認できるとともに、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は申立期間において 3 号被保険者であることが確認でき、申立人に対して申立期間の国民年金保険料の納付に係る納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人は自営していた店の総勘定元帳の記録から、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するが、同元帳に記録されている保険料の額は当時の国民年金保険料額と相違する上、民間保険会社が保管する個人年金保険の加入記録から、申立人が申立期間中に同社の個人年金保険に加入していたことが確認でき、同期間の個人年金保険料の額は同元帳に記録されている保険料額と符合する。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 10 月 1 日から平成 10 年 10 月 31 日まで、A社の代表取締役として勤務した。平成 10 年 11 月 1 日に事業所が倒産したため、私を含む全社員の厚生年金保険被保険者資格を喪失する手続を行ったにもかかわらず、私の厚生年金保険記録だけが同年 1 月 1 日に喪失したことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録から、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認でき、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、申立期間においてA社の代表取締役として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人は、平成 10 年 1 月 1 日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、政府管掌健康保険被保険者証を返納していることが確認できるとともに、同日に申立人が当時居住していた市が運営する国民健康保険に加入していることが確認でき、社会保険庁(当時)の記録に不自然さは認められない。

なお、このことから、申立人に係る被保険者の資格喪失日は平成 10 年 11 月 1 日であり、これを社会保険事務所(当時)が同年 1 月 1 日と誤って記録したとするA社から業務の委託を受けた社会保険労務士の主張は認め難い。

また、A社は平成 10 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用を廃止(全喪)しており、貸金台帳及び厚生年金保険関係の書類等は保存されていない上、当時の厚生年金保険料の控除の事実について確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 29 日から 34 年 4 月 4 日まで
昭和 32 年 7 月から 35 年 11 月まで継続してA社で勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚は、「はっきりとは覚えていないが、申立人は、申立期間もA社に勤務していたと思う。」と証言しており、勤務期間は特定できないものの、申立期間中に申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 33 年 10 月 29 日にA社の被保険者全体の 3 分の 2 に当たる申立人を含む 20 人が被保険者資格を喪失していることが確認でき、A社の事業主は、何らかの事情により、これらの 20 人について被保険者資格の喪失の手続をとったものと推認できる上、34 年 4 月 5 日にA社の申立人を含む 15 人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、この 15 人のうち、申立人を含む 5 人は被保険者資格を再取得したものであるが、健康保険被保険者番号は新たに付与されていることが確認でき、これら 5 人について、A社の事業主が、申立期間に係る被保険者資格の得喪に係る届出を行ったものと推認できる。

なお、上記の同僚は、自身の退職理由について、「事業主が職場の労働組合を解散させるために倒産を装い、一時的に事業を休止したためである。」と証言し、他の従業員二人は、「申立期間当時、経営難による人員削減のうわさがあった。」、「申立期間当時、倒産のうわさがあった。」と証言している。

さらに、A社が解散した後はその事業を引き継いだB社の事業主は、「申立期間当時の事業主は死亡しているし、当時の資料は保存していないため、申立てに係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について確認できない。」旨を証言しており、保険料控除を推認できるような同僚からの証言も得られない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から同年 9 月まで

A 学校に在籍していた時、国家試験の受験資格を得るために、申立期間において B 社で実務研修を受けたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社の実務研修の内容についての具体的な供述から、申立人が B 社で実務研修を受けていたことは推認できる。

しかしながら、B 社の保管する従業員名簿に申立人の記録は無い上、B 社は、当時の厚生年金保険被保険者資格の得喪関係の資料を保存しておらず、教育実習生を厚生年金保険に加入させていたかは不明としており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について確認できない。

また、B 社に当時勤務していた者（複数）は、「教育実習生を厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からない。」としている。

さらに、申立人が在籍していた A 学校に照会したところ、「実務研修を行っていたが、教育実習生が厚生年金保険の被保険者であったか否かについては不明である。」と回答している。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人には、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はなく、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 13 日から 45 年 3 月 20 日まで
昭和 42 年 3 月から 3 年間勤務した A 社（現在は、B 社）に係る厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給された記録となっている。
脱退手当金を受給したとされる当時は、厚生年金保険に加入していたことも知らなかったし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退手当金支給済」の記録があるほか、申立てに係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 45 年 8 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 867

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで

私は申立期間に、A社の正社員としてB社に勤務していた。給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人は勤務していたと思うが、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明であると回答している。

また、申立人は、B社における上司や同僚等を記憶しておらず、当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、A社の元従業員は、「当時B社に勤めていた従業員は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

加えて、A社の元従業員（複数）から、当時B社に勤務していた従業員3人の氏名が挙げられたが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にこの3人は確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。